

証券コード
1981

第76期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



開催場所

東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

株式会社協和日成

株主の皆様へ



代表取締役社長
川野 茂

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第76期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2024年3月期は、ガス設備事業において首都圏周辺エリアでの受注が堅調だったことに加え、ガス導管事業では、主要取引先における設備投資計画に基づく工事の受注が好調に推移いたしました。さらに、リノベーション工事（排水管ライニング工事を含めた改修工事）やイリゲーション工事（ゴルフ場の緑化散水設備およびクラブハウス等の設備工事）も好調に推移し、前事業年度比増収増益となりました。

当社では、2022年度にスタートした3か年の中期経営計画「STEP 2024」の最終年度を迎え、「ガス工事だけでなく建物内の工事はすべて任せられる総合設備工事会社」としての認知度を高めることを目指して様々な施策を展開しております。

引き続き、経営目標の達成や株主還元強化はもちろん、環境への対応、安全・品質の向上といったサステナビリティ経営を基本とし、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年6月

企業理念

存在意義『豊かな暮らしのために』

私たちは、安心と心地よさを提供し、
豊かな未来のためにライフラインを支え、
社会に貢献します。

経営姿勢『お客さまから選ばれ続けるために』

確かな技術と品質で
お客さまに安心をお届けし、
社員が安心して働ける
職場環境をつくります。
きめ細かな感性でお客さまの信頼に応え、
ひとを尊重しお互いを信頼し合える
企業風土をつくります。

行動規範『羽ばたき続けるために』

私たちは、常に感性を磨き、感じ・考え、
自ら行動します。

目次

株主の皆様へ	1
第76期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役の報酬額改定の件	8
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式報酬制 度導入の件	9
事業報告	
1. 会社の現況に関する事項	12
2. 会社の株式に関する事項	23
3. 会社の新株予約権等に関する事項	23
4. 会社役員に関する事項	24
5. 会計監査人に関する事項	30
計算書類	31
監査報告	33

株主各位

証券コード 1981
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月5日

東京都中央区入船三丁目8番5号

株式会社協和日成

代表取締役社長 川野 茂

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.kyowa-nissei.co.jp/ir/event/event_03.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1981/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「協和日成」または「コード」に当社証券コード「1981」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区入船三丁目8番5号 当社本店3階ホール
3 目的事項	報告事項 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役の報酬額改定の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では定款の定めにより、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
【事業報告】 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
【計算書類】 株主資本等変動計算書・個別注記表
 なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

高専日産会のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 票

ログインQRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1, 2, 3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

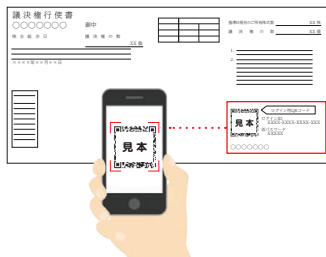
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

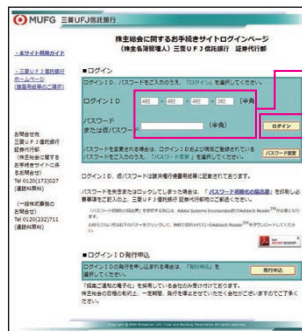
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

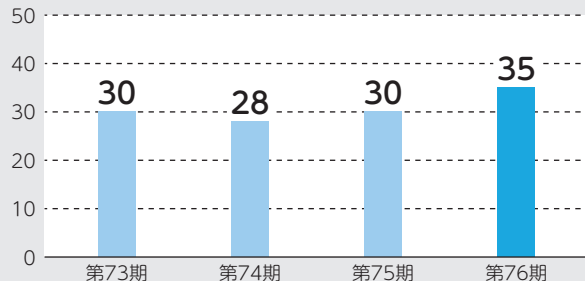
当社の配当方針に基づき、当期の業績等を勘案した結果、第76期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、402,944,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

<ご参考>

1株当たり配当金

(単位：円)



配当方針

経営基盤の強化に留意しつつ、当期の業績ならびに経営環境や今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案し、長期的かつ安定的な配当を維持・向上することを基本とし、業績に応じた配当を検討するうえで、今次中期経営計画の最終年度となる2024年度に配当性向40%を達成することを目標に、配当性向30%からの引き上げを図ってまいります。なお、非日常的な特殊要因により当期純利益が大きく変動する場合は、その影響を除いて配当金額を決定することがあります。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において、月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第3号議案にあります譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い、取締役の報酬額を現行の月額の定めから年額の定めに改め、取締役の報酬額を年額3億円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）に改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告27頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定することを予定しております。

なお、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において、月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額3億円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、第2号議案で承認可決された取締役の報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内と設定すること、および、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については指名・報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会において決定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、現在の取締役は10名であります。本制度の対象となる取締役は社外取締役2名を除く8名となります。

1. 譲渡制限付株式の割り当ておよび払い込み

本制度において、会社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式の割り当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割り当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は年24,000株とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、株式無償割当てまたは株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役は、割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位からも退任または退職するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割り当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記(1)の地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてもなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告27頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の割り当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.20%（10年間にわたり、本譲渡制限付株式を上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.03%）とその希釈化は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

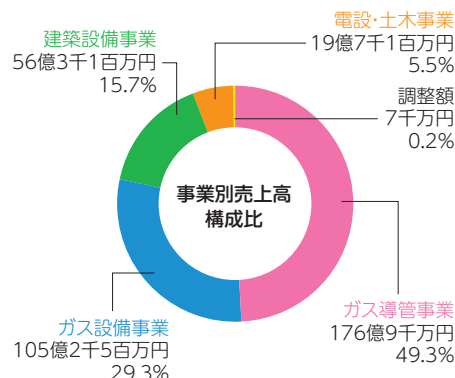
（ご参考）

本株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

■ 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 | 会社の現況に関する事項

	第76期 (2024年3月期)	前事業年度比
売上高	358億89百万円	4.1%増
営業利益	12億47百万円	9.3%増
経常利益	14億61百万円	9.2%増
当期純利益	10億62百万円	13.8%増



(1) 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済を概観しますと、5月に感染症法上の位置づけが5類に移行された新型コロナウイルス感染症のマイナスの影響が薄らぎ、経済活動は緩やかに回復の動きが続きました。好調な企業収益を背景に旺盛な設備投資意欲は維持され、建設コストの増加や人手不足による供給制約がある中でも、設備投資が底堅く推移いたしました。また、インバウンド需要の増加も景気回復に寄りました。

一方で、個人消費は外食や宿泊サービスなどの対面型サービスへの支出が堅調に増加したものの、需要回復が一巡したことに加え、物価高に賃上げが追いつかず実質賃金の低迷が続いたこともあって、2024年に入ってから持ち直しが足踏みが見られます。また、2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻が長期化していることに加え、2023年10月にはハマスとイスラエルとの軍事衝突も発生するなど、世界情勢が不安定化する中で、世界経済は後退リスクを抱えて推移いたしました。国内においても、物価上昇による消費者マインドの悪化や、資機材価格の高騰などによる企業収益の悪化が設備投資の抑制に繋がるなどの懸念が常に付きまとい、景気の先行きは引き続き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、不動産・建設業界におきましては、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震・首都直下地震の発生可能性の切迫を受け、2021年度より始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による防災・減災対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策は、堅調に推移いたしました。しかしながら、2023年の新設住宅着工戸数は、建設コストの高止まりなどが住宅需要を抑制し、前年を39,906戸下回る819,623戸と、3年ぶりの減少となりました。また、需要に対する慢性的な技術者不足は改善されておらず、建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇も相まって工期の長期化やコスト増などが続いており、採算悪化や住宅取得マインドの悪化が懸念される状況が続いていることに加え、2024年4月1日より建設業・運輸業においても適用となった時間外労働の上限規制に伴い、労務単価や物流コストの上昇が懸念されるなど、先行きを見通した柔軟な対応が一層重要となっております。

エネルギー業界におきましては、小売全面自由化以来、エネルギー事業者間の競争激化に伴い、電力・ガスともにコスト削減の動きが継続いたしました。当社が受注する主要取引先の政策転換や、当社も含めた工事会社に対する取引方針の見直しなども引き続き懸念されております。また、ロシア・ウクライナ情勢など、世界情勢がますます緊迫化する中で、エネルギーの安定供給や産業競争力の強化、脱炭素化の実現などに向けて、グリーントランスフォーメーションが推進されております。これに伴って、再生エネルギーの活用や脱炭素化への投資が引き続き旺盛に推移しております。

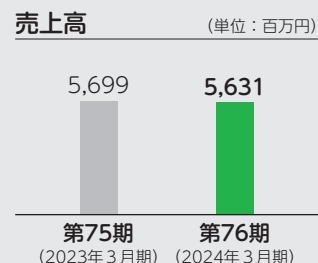
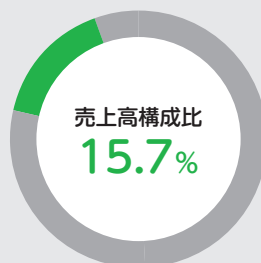
このような経済環境のもと当社におきましては、集合住宅の給湯・暖房工事や東京電力パワーグリッド株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事において受注は堅調であったものの、建築工事の遅れ等によりその多くが来期以降の完成予定となりました。しかしながら、ガス事業者からの受注が好調に推移し、ガス設備工事においては首都圏周辺エリアでの受注も増加したことに加え、リノベーション工事（排水管ライニング工事を含めた改修工事）やイリゲーション工事（ゴルフ場の緑化散水設備およびクラブハウス等の設備工事）も好調に推移いたしました。この結果、売上高は358億8千9百万円（前事業年度比4.1%増）となりました。

利益面では、ガス導管事業と電設・土木事業において利益率の高い物件の完成が多かったことにより、営業利益12億4千7百万円（同9.3%増）、経常利益14億6千1百万円（同9.2%増）となりました。また、投資有価証券売却益6千3百万円を特別利益に計上したことにより、当期純利益10億6千2百万円（同13.8%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

建築設備 事業

売上高 5,631百万円



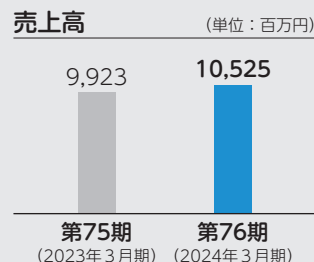
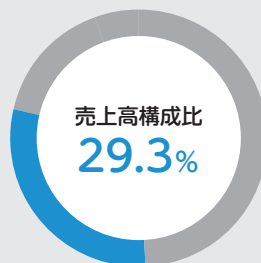
コロナ禍では敬遠されていた対面での工事を伴うリノベーション工事は、受注が好調であったため大規模物件への応援体制を構築して施工にあたり、工場関連施設の営繕工事においては、主要取引先の計画工事の受注が堅調に推移いたしました。しかしながら、集合住宅の給湯・暖房工事の受注は堅調に推移したものの、建築工事遅延により当事業年度における完成が減少したことに加え、GHP工事において大規模物件が減少したことに伴い、売上高は56億3千1百万円（前事業年度比1.2%減）となりました。利益面につきましては、売上高は減少したものの、リノベーション工事や営繕工事において利益率の高い大規模物件が完成したこと、および、GHPメンテナンス事業の利益率が改善したため、経常損失3億1千1百万円（前事業年度は4億3千6百万円の経常損失）となりました。

なお、手持工事高は、集合住宅の給湯・暖房工事の増加により、同11.8%増の58億2千5百万円となりました。



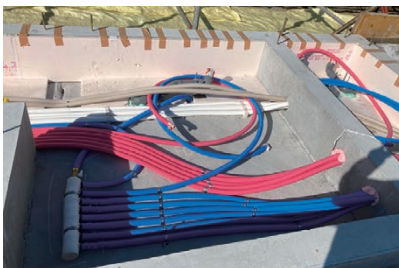
ガス設備 事業

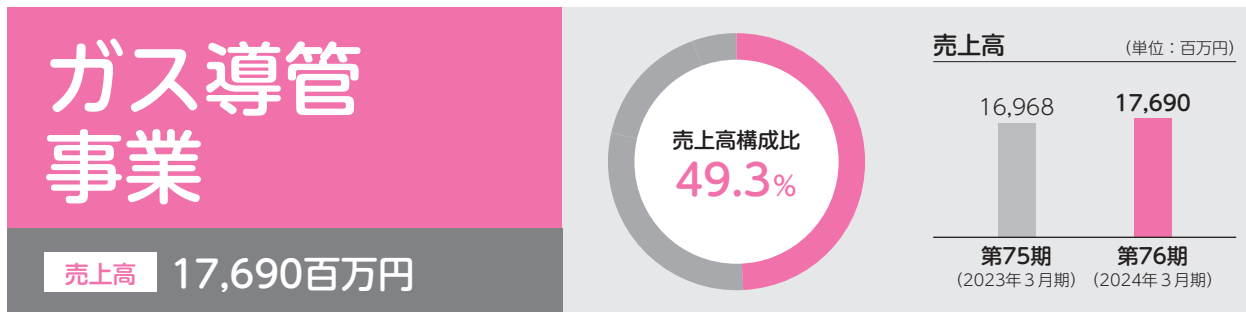
売上高 10,525百万円



木造集合住宅や首都圏周辺エリアでの大規模物件の受注が増加したことで、主力のガス設備工事は好調に推移いたしました。また、施工管理体制を強化したLCS（戸建住宅における給排水設備）工事が好調に推移したほか、戸建住宅の電気工事においても新規取引先を獲得するなど堅調に推移した結果、売上高は105億2千5百万円（前事業年度比6.1%増）となりました。一方、利益面につきましては、主にガス設備工事において原価率の高い物件が多く完成したことにより、経常利益は5億8百万円（同21.8%減）となりました。

なお、手持工事高は32億3千2百万円（同1.1%増）となりました。





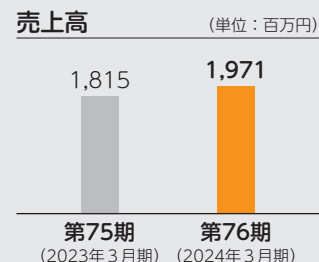
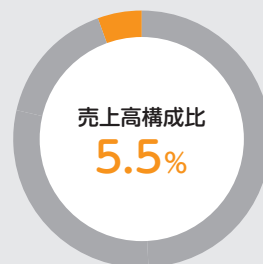
供給エリア内での建設ラッシュが続く北海道ガス株式会社をはじめ、東京ガスネットワーク株式会社や静岡ガス株式会社といった主要取引先における設備投資計画に基づく工事の受注が好調に推移したことに加え、部門間連携を密にして機動的な施工管理体制を強化したことにより、売上高は176億9千万円（前事業年度比4.3%増）となりました。利益面につきましては、売上高の増加に伴う利益の増加に加え、一部の工種において利益率の高い大規模物件が完成したことにより、経常利益11億5千6百万円（同8.9%増）となりました。

なお、手持工事高は91億2千6百万円（同5.8%増）となりました。



電設・土木 事業

売上高 1,971百万円



東京電力パワーグリッド株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事において受注は堅調に推移したものの、その多くが来期以降の完成予定となりました。しかしながら、東京都水道局関連工事や、大規模物件を多く受注したイリゲーション工事が好調に推移した結果、売上高は19億7千1百万円（前事業年度比8.6%増）となりました。利益面につきましては、管路埋設工事において利益率の高い大規模物件が完成したことにより、経常利益1億7百万円（同72.6%増）となりました。

なお、手持工事高は管路埋設工事の増加により、同62.0%増の8億5千5百万円となりました。



② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は1,037,237千円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	投資総額 (千円)	完了年月
GHPメンテ営業所 東京西事業所 (東京都日野市)	建築設備工事事務所 ガス導管工事事務所 (建築設備事業/ガス導管事業)	838,714	2024年3月

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		着手および完了予定年月	
		総額 (千円)	既支払額 (千円)	着手	完了
本社 (東京都中央区)	社内基幹システム	360,000	120,280	2022年3月	2025年3月

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

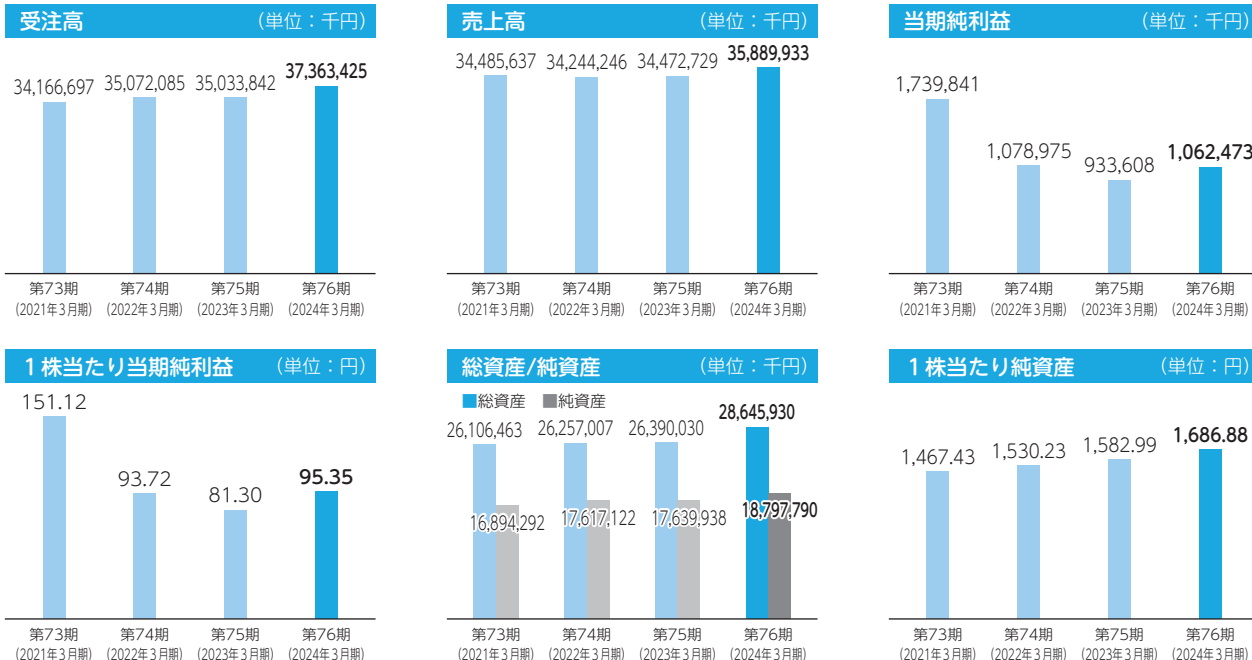
⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 直前3事業年度の財産および損益の状況



区分		第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	第76期 (当事業年度) (2024年3月期)
受注高	(千円)	34,166,697	35,072,085	35,033,842	37,363,425
売上高	(千円)	34,485,637	34,244,246	34,472,729	35,889,933
当期純利益	(千円)	1,739,841	1,078,975	933,608	1,062,473
1株当たり当期純利益	(円)	151.12	93.72	81.30	95.35
総資産	(千円)	26,106,463	26,257,007	26,390,030	28,645,930
純資産	(千円)	16,894,292	17,617,122	17,639,938	18,797,790
1株当たり純資産	(円)	1,467.43	1,530.23	1,582.99	1,686.88

⑨ 重要な親会社および子会社の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑩ 対処すべき課題

2024年度は、分譲マンションに持ち直しの動きが見られるものの、資材価格の高止まりや労務単価の上昇などによる建設コストの増加が重しとなり、住宅着工戸数は2023年度と同水準に留まることが予想されております。一方で、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震・首都直下地震の発生可能性の切迫を受け、2021年度より始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による防災・減災対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策が着実に推進されていくことが見込まれております。また、住宅分野における政府の省エネキャンペーンによる補助金政策等が寄与していることに加え、事務所などにおける省エネ対策や働きやすいオフィス環境等への関心の高まりなどにより、既築建物の維持管理・更新市場も堅調に推移することが見込まれております。加えて、主要取引先の設備投資計画についてもほぼ横ばいで推移することが予測されており、当社を取り巻く事業環境は大きく変化することはないと予想されます。

しかしながら、2025年度以降当社の売上・利益の大きな柱であるガス導管事業においては、新たな経年管取替工事が主流となるため、売上・利益面において今までと異なった局面を迎えるものと想定されます。また、建設業界における就労者の高齢化と担い手不足、2024年4月1日より適用となった時間外労働上限規制を含む働き方改革への対応など、様々な課題が顕在化してきております。

2024年度は、3か年の中期経営計画「STEP 2024」(Sustainable Evolution Plan)の最終年度となります。社会課題解決へ向けて企業への期待が高まる中、前述の事業環境の変化に対応し、社会との共生を図るとともに、100年企業として成長し続けるため、「サステナビリティ経営」を基本方針として次期中期経営計画の方向性を意識しつつ、「事業戦略」、「CSRの推進」、「株主還元強化」、「筋肉質な企業体質作り」、「経営基盤強化」の5つの重要施策を引き続き推進してまいります。

「STEP 2024」では、前期中期経営計画に引き続き「変わる・変える・創る」をスローガンに、本期中期経営計画期間において、将来を見据えた事業ポートフォリオの構築を図り、同時にかねてからの課題である一社依存度の低減を図ることとしております。

持続的に発展、成長するために、既存の事業領域に加えて、建物内の設備工事を担う建築設備事業を新たな中核事業の一つに育てあげていくことを「事業戦略」の最重要施策に掲げております。永年、都市ガス供給網の整備などを主力事業としてきた当社は、「ガス工事に強い会社」というイメージが先行しておりますが、これまで培ってきた、エネルギー会社・ゼネコンから地域の工務店などといった幅広いお客様との信頼関係を生かしながら、給排水衛生設備や空調設備、給湯暖房、電気などを一括受注・施工できる体制を整備し、「ガス工事だけでなく、建物内の工事はすべて任せられる総合設備工事会社」としての認知度を高め、幅広い顧客ニーズに対応しつつ、ライフラインを支えるという社会的使命を果たしてまいります。

一方で、2022年4月の東証市場再編を契機に、2023年1月には上場維持基準に関する経過措置の終了期間が明確に定められたことに加え、3月には「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた

対応」 「建設的な対話に資する『エクスプレイン』のポイント・事例」が公表され、高度なガバナンス体制作りと資本問題への取り組みも従来にも増して重要な経営課題と認識しております。次期中期経営計画において、資本コスト・収益力・資本効率等を踏まえた経営指標の設定と達成に向けた具体的な施策を示せるよう検討するとともに、コーポレートガバナンス・コード各原則における当社の取り組みについて継続的に点検を行ってまいります。

このほか、環境への対応や多様な働き方の実現、事業運営の基盤となるコンプライアンスも推進してまいります。さらに、構築中の基幹システムについては2025年度からの運用開始を目指し、業務プロセスを見直し、内部統制の文書化の再整備を行うとともに、デジタル技術の活用推進等で全社的な業務の効率化を図ってまいります。加えて、2023年度に実施したエンゲージメントサーベイの結果に基づき、働き甲斐のある職場環境の整備を推進するとともに、建設業にとって欠かすことのできない安全衛生や品質、さらには人権といったサステナビリティリスクを含むリスク管理についても、社長を委員長とする経営品質委員会を中心に、実効性の向上に注力してまいります。

⑪ 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、主に東京ガスグループのガス設備事業(屋内配管工事・戸建住宅暖冷房給湯工事)、ガス導管事業(本支管理設工事・供給管工事)を主体としておりますが、そのほか建築設備事業(建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事・集合住宅暖冷房給湯工事)、電設・土木事業(電気管路洞道埋設工事・上下水道工事・土木工事)を営み、総合設備工事業として事業活動を展開しております。

⑫ 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

本社	東京都中央区
支店	北海道札幌市東区、東京都葛飾区、東京都渋谷区、東京都日野市、神奈川県大和市、千葉県千葉市美浜区、埼玉県さいたま市中央区、静岡県静岡市駿河区
営業所	東京都足立区、東京都葛飾区、東京都世田谷区、東京都日野市、東京都西東京市、神奈川県川崎市高津区、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
事業所	東京都葛飾区、東京都世田谷区、東京都日野市、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区
出張所	千葉県千葉市美浜区

⑬ 使用人の状況（2024年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
774名	4名減	45.0歳	17.1年

（注）使用人数は、他社への出向者を除き、他社からの受入者は含んでおります。

⑭ 主要な借入先（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

⑮ その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2 | 会社の株式に関する事項 |

(1) 株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,512,700株（自己株式287,300株を除く。）
- ③ 株主数 909名（うち単元株主数 802名）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
城北興業株式会社	2,374,400	20.62
東京瓦斯株式会社	1,062,000	9.22
株式会社麻生	683,200	5.93
朝日生命保険相互会社	624,000	5.42
株式会社三菱UFJ銀行	570,000	4.95
株式会社ナガワ	499,800	4.34
株式会社三井住友銀行	400,000	3.47
株式会社アルファロード	394,000	3.42
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	369,200	3.21
北村眞隆	355,900	3.09

- (注) 1. 持株比率は自己株式（287,300株）を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式（369,200株）は、「株式給付信託（J-ESOP）」制度導入に伴う当社株式であります。
3. 自己株式（287,300株）には、「株式給付信託（J-ESOP）」にかかる信託口が保有する株式（369,200株）は含まれておりません。

(2) その他会社の株式に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

3 | 会社の新株予約権等に関する事項 |

該当事項はありません。

4 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況	
代表取締役社長 社長執行役員	川 野 茂	—	
取締役 専務執行役員	デジタルイノベーション推進室担当役員、 安全品質環境室担当役員兼務	福 島 博 喜	—
取締役 常務執行役員	コーポレート本部長	森 凡 浩	—
取締役 常務執行役員	パイプライン事業本部長	森 川 久 男	—
取締役 常務執行役員	エンジニアリング事業本部長	佐々木 靖 彦	—
取締役 常務執行役員	監査室担当役員、企画室担当役員兼務	榎 田 博 俊	—
取締役 執行役員	エンジニアリング事業本部ガス設備部長	河 野 文 彦	—
取締役 執行役員	コーポレート本部総務部長	加 藤 宏 行	—
取締役	池 田 俊 雄	—	
取締役	石 島 健 一 郎	朝日生命保険相互会社取締役（非常勤） なないろ生命保険株式会社代表取締役社長	
常勤監査役	古 平 光 一	—	
常勤監査役	野 村 郁 雄	—	
監査役	舘 茜	由比税理士法人代表社員	
監査役	山 内 暁		

- (注) 1. 取締役池田俊雄、石島健一郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役舘茜、山内暁の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役舘茜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山内暁氏は、金融機関における永年の経験があり、財務、会計および監査に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役池田俊雄氏および石島健一郎氏ならびに監査役舘茜氏および山内暁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

6. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員の地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
常務執行役員 ファシリティ事業本部長	青山 弘之	—
執行役員 パイプライン事業本部広域事業部長	飯塚 茂	—
執行役員 ファシリティ事業本部総合設備営業部長	佐藤 和彦	—
執行役員 ファシリティ事業本部建築設備部長	吉野 守	—
執行役員 エンジニアリング事業本部エンジニアリング計画部長	宮田 克紀	—
執行役員 パイプライン事業本部ガス導管部長	高城 紀雄	—
執行役員 デジタルイノベーション推進室長	石野 貴久	—
執行役員 安全品質環境室長	小松本 秀定	—

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役ならびに執行役員であり、保険料については、当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	243,171 (12,000)	243,171 (12,000)	—	—	14 (3)
監査役 (うち社外監査役)	34,738 (8,100)	34,738 (8,100)	—	—	7 (3)
合計 (うち社外役員)	277,909 (20,100)	277,909 (20,100)	—	—	21 (6)

- (注) 1. 上記取締役および監査役の報酬等の総額には、2023年6月29日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役4名(うち社外取締役1名)および監査役3名(うち社外監査役1名)の在任中の報酬等の総額が含まれております。
2. 監査役古平光一氏および野村郁雄氏は、2023年6月29日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任した後、監査役に選任され就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
3. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬は含まれておりません。なお、執行役員兼務取締役については、執行役員分報酬の支給はありません。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額31,999千円(取締役29,661千円、監査役2,338千円)が含まれております。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2023年6月29日開催の第75期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役および監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 3名 52,613千円

監査役 2名 18,768千円

(各金額には、上記①および過年度の事業報告において取締役および監査役の報酬等を含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役3名52,613千円、監査役2名18,768千円が含まれております。)

③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第53期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の処遇に関する規程を取締役会において定めており、報酬の決定については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で、代表取締役の報酬額を100とした場合に、役職ごとに定められた一定の割合におさめることを規定しております。また、取締役会において会長および社長に一任することができる旨を規定しております。

決定された個人別の報酬額については、コーポレート本部長、総務部長、企画室担当役員が役員の処遇に関する規程に沿ったものであることを確認しております。また、報酬の付与時期については、各取締役の報酬額の12分の1相当額を従業員給与の支給日と同一の日に支給するものとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

各取締役の個別の報酬につきましては、取締役会において代表取締役社長川野茂に一任し、同氏が役員の処遇に関する規程に基づき算定し、決定しております。

代表取締役に各取締役の個別の報酬を一任している理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

⑧ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

2024年4月1日付にて、次のとおり取締役および執行役員の地位および担当ならびに重要な兼職に変更がありました。

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役	石島健一郎	朝日生命保険相互会社代表取締役社長 なないる生命保険株式会社取締役
執行役員 エンジニアリング事業本部副本部長	青山弘之	—
執行役員 エンジニアリング事業本部建築設備部長	佐藤和彦	—
執行役員 安全品質環境室長	吉野守	—
執行役員 パイプライン事業本部業務計画推進部長	小松本秀定	—

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況
取締役 池田 俊雄	該当事項はありません。
取締役 石島健一郎	朝日生命保険相互会社 取締役（非常勤） なないろ生命保険株式会社 代表取締役社長
監査役 舘 茜	由比税理士法人 代表社員
監査役 山内 暁	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社は朝日生命保険相互会社との間に保険に関する取引があります。
 2. 当社となないろ生命保険株式会社との間には特別の関係はありません。
 3. 当社と由比税理士法人との間には特別の関係はありません。
 4. 監査役舘茜氏は、株式会社由比企画の取締役でありましたが、2024年2月29日付で辞任により退任いたしました。当社と同社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 池田 俊雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会では専門的見地と客観的・中立的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、取締役会の活性化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会以外の社内会議にも出席し適宜必要な発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 石島健一郎	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回すべてに出席いたしました。 企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会では専門的見地と客観的・中立的な立場から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、取締役会の活性化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会以外の社内会議にも出席し適宜必要な発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役 舘 茜	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに、また、監査役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 山内 暁	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に、また、監査役会10回のうち9回に出席いたしました。 金融機関における永年の経験と財務、会計および監査に関する豊富な知見に基づく専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5 | 会計監査人に関する事項 |

(1) 名称 藍監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,350
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,350

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画を実現するために必要な監査日数、監査時間および人数等についての資料を入手し説明を受けたうえで、報酬見積もりの算定根拠について確認し審議した結果、これらについて適切であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
I 流動資産	18,197,059
現金及び預金	7,925,694
受取手形	77,329
電子記録債権	802,320
完成工事未収入金及び契約資産	6,431,760
未成工事支出金	2,468,285
原材料及び貯蔵品	72,214
前払費用	85,116
短期貸付金	4,460
未収入金	267,604
その他	85,284
貸倒引当金	△23,010
II 固定資産	10,448,870
有形固定資産	6,237,010
建物	2,926,936
構築物	214,826
機械及び装置	2,096
工具、器具及び備品	110,879
土地	2,946,007
リース資産	36,264
無形固定資産	234,776
ソフトウェア	75,144
ソフトウェア仮勘定	132,308
その他	27,324
投資その他の資産	3,977,083
投資有価証券	3,318,242
関係会社株式	473,969
出資金	1,200
長期貸付金	9,387
破産更生債権等	1,495
繰延税金資産	51,787
差入保証金	14,423
会員権	15,699
長期預金	70,271
その他	22,741
貸倒引当金	△2,133
資産合計	28,645,930

負債の部	
科目	金額
I 流動負債	9,395,105
支払手形	289,373
工事未払金	5,162,918
リース債務	14,474
未払金	300,447
未払費用	537,659
未払法人税等	348,892
未払消費税等	5,507
未成工事受入金	1,763,548
預り金	142,890
賞与引当金	829,391
II 固定負債	453,033
リース債務	25,414
退職給付引当金	159,315
役員退職慰労引当金	149,230
株式給付引当金	65,872
資産除去債務	45,910
その他	7,290
負債合計	9,848,139
純資産の部	
I 株主資本	17,930,314
資本金	590,000
資本剰余金	1,918
資本準備金	1,909
その他資本剰余金	9
利益剰余金	17,906,822
利益準備金	145,591
その他利益剰余金	17,761,231
別途積立金	5,300,000
圧縮積立金	580,686
繰越利益剰余金	11,880,545
自己株式	△568,426
II 評価・換算差額等	867,475
その他有価証券評価差額金	867,475
純資産合計	18,797,790
負債純資産合計	28,645,930

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	35,889,933	35,889,933
売上原価		
完成工事原価	32,222,448	32,222,448
売上総利益		
完成工事総利益	3,667,485	3,667,485
販売費及び一般管理費		2,419,700
営業利益		1,247,784
営業外収益		
受取利息	7,462	
受取配当金	91,245	
受取手数料	50,489	
不動産賃貸料	23,880	
保険解約返戻金	27,799	
雑収入	40,964	241,841
営業外費用		
不動産賃貸費用	6,849	
支払手数料	14,932	
雑支出	6,610	28,392
経常利益		1,461,234
特別利益		
投資有価証券売却益	63,325	63,325
特別損失		
固定資産除却損	2,108	2,108
税引前当期純利益		1,522,450
法人税・住民税及び事業税	497,974	
法人税等調整額	△37,997	459,976
当期純利益		1,062,473

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社協和日成
取締役会 御中

藍監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 小 林 新太郎
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 富 所 真 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和日成の2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社協和日成 監査役会

常勤監査役	古	平	光	一	Ⓔ
常勤監査役	野	村	郁	雄	Ⓔ
社外監査役	舘			茜	Ⓔ
社外監査役	山	内		暁	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール

交通

東京メトロ有楽町線
東京メトロ日比谷線
JR京葉線、東京メトロ日比谷線

「新富町駅」 7番出口より徒歩3分
「築地駅」 3a番出口より徒歩7分
「八丁堀駅」 A2出口より徒歩8分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。